

平成 28 年度審査請求（市長）第 11 号

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○
氏名 ○○○ 様
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が平成 29 年 3 月 30 日付けで提起した処分庁による平成 29 年 3 月 29 日付けの配当処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 29 年 3 月 29 日、審査請求人に対し配当処分（以下「本件配当処分」という。）を行い、同日付けで配当計算書を送付した。
- 2 審査請求人は、平成 29 年 3 月 30 日付けで、野田市長に対し、本件配当処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 3 審査請求人は、平成 29 年 5 月 19 日付けで、野田市長に対し、本件審査請求に係る補正書を提出した。

審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は要領を得ないが、本件配当処分により生活が侵害されているとの理由により、その取消しを求めているものと解される。

理 由

処分庁は、平成 29 年 5 月 10 日付け野企収第 8 号『配当処分及び充当の取消しについて』により本件配当処分を取り消した。

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分を前提としているところ、本件配当処分の取消しにより、

本件審査請求の前提となる処分は存在しないこととなったため、本件審査請求は不適法であることから、同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年6月7日

野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。